

議案第100号

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例
について

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例
第41号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年12月17日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

23 令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間における市長の給料は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

24 令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間における副市長の給料は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

25 令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間における教育長の給料は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は，令和2年1月1日から施行する。